

# 「日本杜仲研究会」会則

2005年4月23日 設立総会議決

2011年7月30日 一部改定

2015年7月25日 一部改定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本杜仲研究会 (Japanese Society of Eucommia) と称する。以下、「本会」と略称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を別に定める住所に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、会員の杜仲 (Eucommia) に関する基礎的な調査、研究開発およびこれに関連する研究発表、知識の交換並びに会員相互間および内外関連学協会との連絡提携の場となり、学術の発展、技術の向上、産業の発展並びに人々の健康維持増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会、学術講演会、学術セミナー等の開催
  - (2) 杜仲に関連する調査及び研究の実施
  - (3) 会員相互の意見交換
  - (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業
2. 本会は、生物多様性条約その他の国際条約・協定・約定(以下「条約等」という)および会員が属する国、地域が他国と締結した全ての条約等並びに所属国の法例・規則等を遵守する。

## 第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助する個人または団体
- (3) 名誉会員 本会の発展あるいは杜仲の学術研究または関連産業の発展に特に功績があり、理事会および総会の承認を得た個人

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 理事会は、入会希望者から入会申込書が提出されたときは、速やかに前項の審査を行

- い、その結果を入会希望者に文書または口頭で通知しなければならない。
3. 入会希望者は理事会から承認の通知を受けた日から会員たる立場を取得する。
  4. 会員になることを承認されたものは、所定の期日内に会費を納入しなければならない。

(会費)

- 第7条 会員は、別に定める所定の会費を納付しなければならない。また、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。
2. 名誉会員は、会費を納めることを必要としない。

(資格の喪失)

- 第8条 会員は、以下に掲げる事由によって、その資格を喪失する。
- (1) 退会
  - (2) 成年被後見人及び被保佐人の資格
  - (3) 死亡、失踪宣告
  - (4) 2年以上引き続いて会費を滞納したとき
  - (5) その他、理事会が除名処分にする等、不相当と認めたとき
2. 前項により会員が資格を喪失した場合にも、すでに納入した会費の返還を請求することはできず、また、資格喪失時に未納の会費その他負担金が存在するときは速やかにこれを支払わなければならない。

(退会)

- 第9条 会員が本会を退会しようとするときは、すでに履行期の到来した会費を完納した後、退会届を提出しなければならない。

(除名)

- 第10条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、理事会の決議を経て、会長はその会員を除名することができる。
- (1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったとき
  - (2) 本会の会則に違反する行為があったとき
  - (3) 会費を1年以上滞納したとき
2. 除名された会員は、再び会員になることはできない。

## 第4章 役員等

(役員)

- 第11条 本会は、次の役員をおく。
- (1) 会長 1名
  - (2) 理事 1名以上10名以内
  - (3) 監事 1名
2. 役員は、以下の各号のいずれかに該当するものに限る
  - (1) 本邦において国立大学法人法にいう国立大学、または、地方独立行政法人法にいう公立大学法人が設置する大学、または、私立大学法にいう学校のうちの私立大学、あるいはこれらに準ずる外国の大学の名誉教授、教授、准教授、講師または助教
  - (2) 国会議員、国家公務員法にいう特別職にある者または一般職に属する職員、地方公共団体の議会の議員、長、副知事または助役、出納帳または収入役、各種委員、その他職員
  - (3) 本邦東証上場企業かつ賛助会費を毎年100万円以上支払う団体の役員または社員

(4)議決権を有する理事2名以上の推薦を受け、かつ理事会の承認を得た者

(顧問)

第12条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱し、任期は役員に準じる。
3. 顧問は、本会の会務につき、会長若しくは理事会の諮問を受け、各種の助言と協力をを行うものとする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 会長は、理事会において理事の互選により選任する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

2. 理事は、会長に事故が生じたとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行う者を互選により選出する。選出された理事は、会長の代わりにその職務を代理し、またはその職務を行う。
3. 理事は、理事会を組織して、この会則に定めるもののほか、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、執行する。
4. 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
  - (1)本会の財産の状況を監査すること。
  - (2)理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (3)財産の状況または業務の執行について、不当または違法の事実を発見したときには、これを理事会および総会に報告すること。
  - (4)前号の報告をするため、必要があるときには、理事会または総会を招集すること。

(役員任期)

第15条 本会の役員任期は、選任のあった年の4月1日から翌々年3月31日までとし、再任を妨げない。

2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第16条 役員職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるときは、理事現在数および正会員現在数の各々の3分の2以上の議決により、解任することができる。

2. 前項の決議に際しては、当該理事はその議決権を有しない。また、当該理事は定足数に算入しない。

(役員報酬)

第17条 役員は無報酬とする。但し、会務のために要した費用は、支弁することができる。

(職員)

第18条 本会の事務を処理するために、事務局および職員をおくことができる。

2. 職員は会長が任免する。

3. 職員は有給とすることができる。

## 第5章 会議

### (理事会の招集等)

- 第19条 理事会は、会長並びに理事をもって構成し、会長が業務遂行上必要と認めたとき召集する。ただし、議決権を有する理事現在数の2分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の招集は、少なくとも10日以前にその会議に付すべき事項、日付、場所を記載した書面または電子メールを発信することによって通知する。
  3. 理事会の議長は、会長とする。会長は、理事または正会員の中から自己に代わって議長となるべき者を指名することができる。

### (理事会の定足数等)

- 第20条 理事会は、議決権を有する理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ賛否の意思を表示した者、または委任状を提出した者は、出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を有する出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (総会の構成)

第21条 総会は、第5条第1号の正会員および第3号の名誉会員をもって組織する。

### (総会の招集)

- 第22条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または監事から会議の目的である事項を示して請求があったとき、請求があった日から30日以内に、会長が招集する。
  3. 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面または電子メールを発信することをもって通知する。

### (総会の議長)

- 第23条 総会の議長は、会長とする。
2. 会長は、理事または正会員の中から自己に代わって議長となるべき者を指名することができる。

### (総会の議決事項)

- 第24条 総会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画および収支予算の決議およびこれに関連する事項
  - (2) 事業報告および収支決算の承認およびこれに関連する事項
  - (3) 財産目録および貸借対照表の確認およびこれに関連する事項
  - (4) その他本会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

### (総会の定足数等)

第25条 総会は、議決権を有する正会員現在数3分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき、書面をもって、あらかじめ賛否の意思を表示した者、または委任状を提出した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか、議決権を有する出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第26条 全ての会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 会費収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第28条 本会の事業遂行に要する経費は、資産を持って支弁する。

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、資産のうち現金は、理事会の議決を経て国債、定期預金等の、確実な方法により、会長が保管する。

(本会の事業計画収支予算)

第30条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会および総会の決議を受けなければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も、同様とする。

2. やむを得ない理由により、会計年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで暫定予算により、前年度の予算に準じて収入支出することができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第31条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会および総会の承認を受けなければならない。

2. 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会の決議および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を資産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更並びに解散

(会則の変更)

第33条 この会則は、理事会および総会の各々において、議決権を有する出席者の3分の2以上

の決議を経なければ、変更することができない。

(解散)

第34条 本会の解散は、理事会および総会の各々において、議決権を有する出席者の3分の2以上の決議を経なければならない。

(残余財産の処分)

第35条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会および総会の各々において、議決権を有する出席者の3分の2以上の決議を経て、本会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄付するものとする。

## 第8章 補則

(書類および帳簿の備付等)

第36条 本会の事務所またはこれに代えて事務局の所在場所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 会則
  - (2) 会員の名簿
  - (3) 財産目録
  - (4) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
  - (5) 理事会および総会の議事に関する書類
  - (6) 収支予算書および事業計画書
  - (7) 収支計算書および事業報告書
  - (8) 貸借対照表
  - (9) その他必要な書類および帳簿
2. 前項第1号から第3号までの書類および第5号から第8号までの書類は永年、同項第4号の帳簿および書類は10年以上、第9号の書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細則)

第37条 この会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

1. 本会の設立当初の役員は、第13条および第15条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は2007年3月31日までとする。
2. 本会の設立当初の事業計画および収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
3. 本会の設立当初の会計年度は、第29条の規定にかかわらず、設立の日から2006年3月31日までとする。
4. この会則は2005年4月23日から、これを施行する。

以上